

令和7・8年度

建設工事競争入札参加資格審査
申請の手引き

海 田 町

第1 資格審査の申請手順等

1 はじめに

海田町が令和7・8年度に発注する、建設工事の指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までにご提出ください。

2 資格審査申請書等の提出について

○ 提出方法

広島県及び県内市・町が運用する『[資格審査受付システム](#)』からインターネットを経由した申請および、海田町へ『[海田町電子申請システム](#)』から提出書類の提出が必要です。

※広島県に入札参加資格申請をしない場合であっても、広島県に提出してください。

○ 提出期間

①資格審査受付システム（広島県への申請）

令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金）午前9時～午後5時※土日祝を除く

②海田町電子申請システム（海田町への申請）

区分	受付期間
電子申請 【原則】	令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金） ※電子申請では、受付期間中24時間申請が可能です。ただし、臨時のメンテナンスにより、一時的に利用できない場合があります。
郵送又は 窓口申請	令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金） （送付先）〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 企画部 財政経営課 契約係 ※封筒に「令和7・8年度等建設工事競争入札参加資格審査申請」と赤字で記入してください。 （窓口受付場所）海田町役場3階 財政経営課 契約係 ※対応可能時間：9時～12時 13時～17時（土日祝を除く）

問い合わせ先

海田町役場 企画部 財政経営課 契約係

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

TEL：082-823-9201 対応可能時間：8時30分～12時 13時～17時15分※土日祝を除く

○注意事項

- ① **この度の更新より、入札参加資格申請に係る申請書類は、原則として電子申請で受け付けます。** お手数おかけしますが、電子データでの提出について、ご協力お願いいたします。
- ② 入札参加資格申請に関する申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。
- ③ 郵送により提出し、受付票の返付を希望する方は返信用封筒（定型サイズ・必要な料金の郵便切手を貼付）に住所氏名を記入の上、必ず同封願います。受付票の様式については、所定のものはありませんので、任意の書類をご提出ください。
- ④ 資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった場合には、入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (2) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり）を受けていない者
- (3) (2)で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者
- (4) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに海田町税又は消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (5) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事実について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告しなかった者
- (6) プレストレストコンクリート工事，法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (7) 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
 - ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - ② 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

※海田町建設業者等指名除外要綱により、海田町の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

4 必要な経営事項審査一覧

令和5年4月1日以降に審査基準日が到来したもので、最新のもの

※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1 「審査基準日」とは、次のとおりです。(以下同じ)

- ・ 経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・ 合併時，譲渡時，分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんのでご注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

5 入札参加資格の認定等

1 入札参加資格の認定

入札参加資格を認定したときは、海田町ホームページで公表することにより通知に代えます。

2 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しに係る入札参加資格審査の申請の日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度に海田町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消しに係る入札参加資格審査の申請の日から24か月を経過する日までは、海田町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。

3 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和8年度の末日までとします。ただし、この資格は、令和9年度においてもその年度における資格が認定される日までは、有効とします。

第2 電子申請の手引き

1 資格審査申請について

広島県及び県内市・町が運用する『資格審査受付システム』を利用し申請ください。

利用方法等については、以下のホームページ等をご覧ください。

広島県の調達情報ホームページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

2 提出書類について

上記の資格審査の申請を完了させたくて、次の必要書類を海田町へ電子でご提出ください。

番号	資格審査申請書等	提出データ形式	様式番号	○必須 △該当の場合
1	送信完了兼受付票	PDF等		○
2	工事経歴書（直近2年分）	エクセル PDF等	様式第3号	○
3	使用印鑑届兼委任状	PDF等	様式第4号	△
4	印鑑証明書	PDF等		○
5	経営事項審査の総合評価値通知書の写し	PDF等		○
6	「建設業者・宅建業者等情報検索システム」 において発行される、建設業許可を表示した PDFファイル (https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/)	PDF等		○
7	誓約書（押印不要）	エクセル PDF等	様式第6号	○

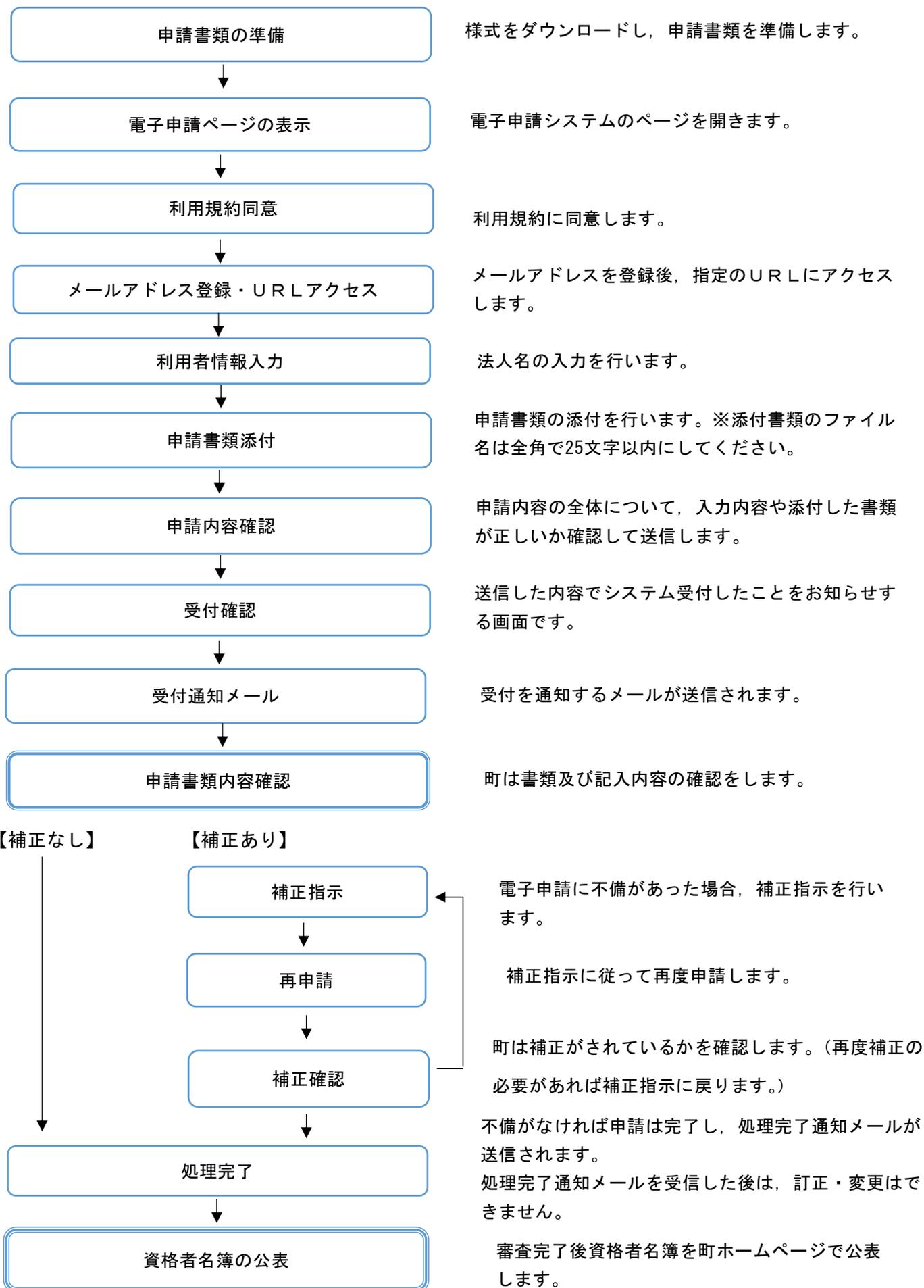
(○印は提出が必須のものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示します。)

※注1 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

2 「2」の提出書類については、経営事項審査申請書に添付した工事経歴書（直前2年分）の写しで代替することができます。

3 「4」の提出書類については、資格審査申請書等を提出する日の前3か月以内に発行されたものを提出してください。

3 海田町電子申請システムによる申請について



4 電子申請の準備と手順

(1) 申請書類の準備

町ホームページ (<https://www.toun.kaita.lg.jp/soshiki/4/138479.html>) から、申請書類をダウンロードすることができます。ダウンロードした様式で書類を作成し、その他印鑑証明書等の書類を準備してください。

《ホームページ掲載場所》

町ホームページトップページ > 事業者のかたへ > 入札・契約 > 入札参加資格 > 令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査申請の受付について



(2) 電子申請ページの表示

「令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査申請の受付について」の一番下「海田町電子申請システム（令和7・8年度海田町建設工事競争入札参加資格審査申請受付）」をクリックすると、海田町電子申請システムのページが開きます。

(3) 手続き申込

「手続き申込」の画面が開きますので、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックします。

手続き申込

利用者ログイン	
手続き名	令和7・8年度海田町建設工事等競争入札参加資格審査申請
受付時期	2024年10月18日0時00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

[利用者登録される方はこちら](#)

(4) 利用規約への同意

利用規約に同意されたら、同意ボタンを押下します。

問い合わせ先	海田町 企画部 財政経営課
電話番号	082-823-9201
FAX番号	082-823-9203
メールアドレス	zaisei@town.kaita.lg.jp

<利用規約>
登録されたID及び利用者情報につきましては、広島県及び県内全各市町で共通管理されます。

広島県・市町共同利用型電子申請システム利用者規約

1 目的
この規約は、利用者が広島県・市町共同利用型電子申請システム（以下「システム」という。）を利用して広島県及び県内各市町（以下「県内自治体」という。）に申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

2 利用者規約の同意
(1) 県内自治体は、この規約に従ってシステムを利用する者（以下「利用者」という。）に対して、システムを提供するものとします。なお、利用者は、利用の前に必ずこの規約を確認していただくとともに、この規約に同意できない場合は利用をお断りします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る **同意する** >

(5) メールアドレスの入力

メールアドレスの入力後、「完了する」ボタンを押下します。

利用者ID入力

令和7・8年度海田町建設工事等競争入札参加資格審査申請

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了しましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策を行っている場合には、「town-kaita@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが送信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

連絡先メールアドレスを入力してください **必須**

連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください **必須**

< 説明へ戻る **完了する** >

メール送信完了

令和7・8年度海田町建設工事等競争入札参加資格審査申請

メールを送信しました。
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。
申込画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

< 一覧へ戻る

(6) 申請書入力

入力したメールアドレスに確認メールが届いたら、指定のURLをクリックし、電子申請の入力画面を表します。必要事項を入力してください。

申請画面への入力、申請書類の添付が終わりましたら、画面下部にある「確認へ進む」をクリックします。

※申請書類のファイル名は「書類名」としてください。ただし、全角で25文字、半角で76文字以内になるよう調整してください。

このメールは広島県・市町共同利用型電子申請システムが発行しております。↓

↓
手続き名: ↓

令和7・8年度海田町建設工事等競争入札参加資格審査申請 ↓

↓
この申込画面へのURLをお届けします。 ↓

◆パソコン、スマートフォンはこちらから ↓

https://apply.e-tumo.jp/town-kaita-hiroshima-/offer/completeSendMail_gotoOffer?completeSendMailForm.templateSeq=20816&num=10&t=1729228701837&user=zaisei%40town.kaita.lg.jp&id=a58b9517b8abc355fd78c98267750cd

↓

↓

↓
上記のURLにアクセスして申込を行ってください。 ↓

↓

問い合わせ先 ↓

海田町企画部 財政経営課 ↓

電話: 082-823-9201 ↓

FAX: 082-823-9203 ↓

その他

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- 送信ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを再送信してください。
- パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・修正・修正することはできません。
- システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください。
- 入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↓ 保存データの読み込み

電子申請を開始した後に、途中で作業を中断する場所はページ下部の「入力中のデータを保存する」から一時保存ができます。一時保存したデータを「保存データの読み込み」から取り出し、続きから申請することができます。

(7) 申込み

内容を確認後、問題がなければ「申込み」ボタンを押下してください。

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込み」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

令和7・8年度海田町建設工事等競争入札参加資格審査申請

申請者情報	
法人名	株式会社海田
申請書類	
送信完了受付票	送信完了受付票.xlsx
工事経歴書 (様式第3号)	様式第3号 (工事経歴書) .xlsx
使用印鑑届委任状 (様式第4号)	様式第4号 (使用印鑑届委任状) .xlsx
印鑑証明書	印鑑証明書.jpg
経営事項審査の総合評定通知書の写し	経営事項審査.pdf
「建設業者・宅建業者等情報検索システム」で発行される建設業許可を表示したPDFファイル	建設業許可.pdf
その他	

< 入力へ戻る

申込み >

(8) 受付確認

申請がシステムに受付されたことをお知らせする画面が表示されます。

受付情報には、電子申請の「整理番号」及び「パスワード」が表示されます。これらは、申請状況の確認や町からの補正指示により再申請をする際に必要となります。この画面を印刷するな

どして、必ず記録しておいてください。（「整理番号」「パスワード」はこの後のメールでもお知らせがあります。）

申込完了

令和7・8年度海田町建設工事等競争入札参加資格審査申請の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。
下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	406490105082
パスワード	eF8zDCZP8q

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

(9) 受付通知メール

申請が到達したことをお知らせする電子メールがシステムから自動配信されます。

このメールは広島県・市町共同利用型電子申請システムが発行しております。↓

↓

手続き名：↓
□令和7・8年度海田町建設工事等競争入札参加資格審査申請↓
の申込をシステムが正常に受付したことをお知らせします。↓

↓

整理番号とパスワードをお届けします。↓
整理番号：406490105082↓
パスワード：eF8zDCZP8q↓

↓

上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。↓
申込内容照会の際に必要となります。↓
どちらも半角英数字で、大文字、小文字は区別されます。↓
他人に知られないよう大切に保管してください。↓

↓

【注意】↓
このメールはシステムが手続を受付したことを通知するメールです。↓
担当者が手続を受理したことを示すものではありません。↓
土曜日、日曜日、祝日等の申し込み、夜間の申し込みについては、担当者が本手続について
確認し、処理を行うのは翌営業日になります。↓
手続の詳細については、各手続の説明をご確認ください。↓

↓

問い合わせ先↓
海田町□企画部□財政経営課↓
電話：082-823-9201↓
FAX：082-823-9203↓
メール：zaisei@town.kaita.lg.jp

(10) 申請書の受理

申請内容の確認、申請書を受理した段階で、システムから受理をお知らせするメールが自動配信されます。（申請内容に不備がある場合は、補正の連絡をします。詳しくは次ページをご覧ください。）

(11) 完了

申請書類を受理したのち、審査結果を通知する書面をシステム上にアップロードしますので、「申込内容照会」の画面よりダウンロードしてください。申請状況の確認については、次ページをご覧ください。

5 申請状況の確認、補正等について

1 電子申請による場合の申請状況の確認

電子申請により申請を行った場合、その申請の処理状況を次のとおりシステムから確認することができます。

ア 町ホームページ (<https://www.toun.kaita.lg.jp/soshiki/4/138479.html>) 令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査申請の受付について」のページ下のリンク先「海田町電子申請システム（令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査申請受付）」から海田町電子申請システム画面を表示します。

イ 画面上の「申込内容照会」をクリックして確認番号等入力画面を開き、電子申請時の到達画面に表示された「整理番号」と「パスワード」を入力して「照会」をクリックします。



ウ 次の画面に申請状況が表示されます。



申請状況には、主に次の状況が表示されます。

- ・処理待ち(申請書がシステムに到達)
- ・完了(申請が完了) など

2 補正

- (1) 申請書の内容に不明点がある場合には、申請書記載の担当者へ確認します。照会に対応できるよう申請書類の控えを作成し、保管してください。
- (2) 申請書類に記載誤りや必要書類の不足等の不備がある場合には、電話等で補正の指示をします。(軽易なものであれば町が訂正することもあります。)
- (3) 補正の指示を受け、期限までに補正がされない場合には、申請書類を受理することができませんのでご注意ください。

第3 資格審査受付システムを利用しない場合の書面申請の手引き

広島県の資格審査受付システムを利用せず、資格審査申請手続きを行う場合は、次に掲げる書類を作成し、町ホームページ (<https://www.toun.kaita.lg.jp/soshiki/4/138479.html>) 令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査申請の受付について」のページ下のリンク先「海田町電子申請システム（令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査申請受付）（書面申請）」から提出してください。

電子申請を利用することが困難である等、やむを得ない場合はご相談のうえ、郵送又は持参による方法も可とします。

1 提出書類について

番号	資格審査申請書等	様式番号	提出データ形式	○必須 △該当の場合
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）	様式第1号	エクセル	○
2	営業所一覧表	様式第2号	エクセル	○
3	「建設業者・宅建業者等情報検索システム」において発行される、建設業許可を表示したPDFファイル (https://etsuran.milt.go.jp/TAKKEN)		PDF等	○
4	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し		PDF等	○
5	海田町税について滞納がないことを海田町長が証した書面		PDF等	△
6	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3，その3の2，その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）		PDF等	○
7	工事経歴書（2年度分）	様式第3号	エクセル PDF等	○
8	使用印鑑届兼委任状	様式第4号	PDF等	△
9	印鑑証明書		PDF等	○
10	エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し		PDF等	△
11	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会のCPDS制度について所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数を、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し		PDF等	△

12	建築C P D 運営会議の建築士又は建築設備士の建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度について、所属建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数を建築C P D 運営会議が証する書面の写し		P D F 等	△
13	建築C P D 実績証明書内訳書	様式第 5 号	P D F 等	△
14	造園C P D 協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数を一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し		P D F 等	△
15	障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（雇用義務のない者）		P D F 等	△
16	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し		P D F 等	△
17	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）		P D F 等	△
18	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し		P D F 等	△
19	協力雇用主登録証明書の写し		P D F 等	△
20	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し		P D F 等	△
21	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し		P D F 等	△
23	誓約書（押印不要）	様式第 6 号	エクセル P D F 等	○

（○印は提出が必須のものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示します。）

※注 1 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- 2 「2」営業所一覧表及び「8」使用印鑑届兼委任状について
建設工事の請負契約を締結する権限等を委任する場合は営業所一覧表（様式第 2 号）及び使用印鑑届兼委任状（様式第 4 号）を提出してください。
- 3 「5」「6」「9」「16」及び「19」から「20」の提出書類については、資格審査申請書等を提出する日の前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
- 4 「5」については、海田町内に営業所等がないなど町に税金を納める必要が無い場合には提出の必要がありません。
- 5 「6」の消費税及び地方消費税の納税証明書について
ア 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、納税証明書は発行されます。

- イ 納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。(他の税務署では発行されません。)
 - ウ 納税証明書は、証明手数料として交付請求書収入印紙を貼る必要があります。
 - エ 収入印紙は、郵便局等で購入できます。(税務署では購入できないので注意してください。)
 - オ 納税証明書についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。
- 6 「10」～「21」については、届出、加入、認証取得等をしている者のみ提出してください。

第4 書面申請の提出書類記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、作成年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、建設業法上の主たる営業所（本店・本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
また、登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、両方を併記してください。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、特に定めのあるものを除いて、添付する経営事項審査の結果通知書等の審査基準日を基準日として作成してください。
- (4) 指定した様式の記入については、ホームページからダウンロードしたExcel様式へ入力してください。ペン又はボールペンで記入したものによる提出も可能です。
- (5) 「※」の欄には、何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その1）〕

(1) 「01 現在の建設業の許可番号」の欄

- ① 申請日現在、許可を受けている最新の建設業の許可番号、許可年月日を記入してください。
- ② マスの中は、右詰めで、余白を0で埋めて記入してください。

（例）広島県許可「第99999号」の方の許可年月日が令和6年9月30日の場合、

〈大臣・知事コード〉欄には「

3	4
---	---

と、〈許可番号〉欄には「

0	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

、
〈（許可年月日）令和〉欄には「

0	6	年	0	9	月	3	0
---	---	---	---	---	---	---	---

と記入してください。

大臣・都道府県知事コード

国土交通省	00	群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40
北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		

(2) 「02（旧）建設業の許可番号」の欄（許可番号に変更がない方は記入しないでください。）

- ① 令和6年11月1日以降、次の事由により、許可番号が変更した方は、変更前の旧許可番号を

記入してください。

- ・許可換え新規：有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請し、許可番号が変更した場合
 (例) 大臣許可⇒知事許可, 知事許可⇒大臣許可
- ・更新切れなどにより、建設業の許可番号が変更した場合
- ・令和6年11月1日以降、複数回許可番号が変更した場合

(3) 「03 経営事項審査申請書記載の許可番号」の欄

① 提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている許可番号と、「01」で記載した許可番号が異なる場合にのみ記入してください。

② 記入要領は、(1)を参照してください。

(4) 「04 主たる営業所の電話番号」、「05 FAX番号」の欄

建設業法上の主たる営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番から左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「- (ハイフン)」で結んでください。

(5) 「06 Eメールアドレス」の欄

① 建設業法上の主たる営業所のメールアドレスを左詰めで記入してください。

② 業務上の連絡に対応できるアドレスを記入してください。

③ 「大文字」、「小文字」、「- (ハイフン)」、「_ (アンダーバー)」、「. (ドット)」等は、明確に記入してください。

④ Eメールアドレスを持っていない場合は記入不要です。

(6) 「07 Eメールアドレス区分」の欄

06で記入したEメールアドレスの用途の別を記入してください。

(7) 「08 県内営業所の有無」の欄

県内に委任営業所がある場合は「1」を記入し、無い場合は記入しないでください。

(8) 「09 提出する経営事項審査申請書の審査基準日」の欄

提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている審査基準日を右詰めで記入してください。

令和	0	6	年	0	3	月	3	1	日
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(例) 令和6年3月31日の場合→

(9) 「10 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄

入札参加資格の審査を希望する業種について、許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を略号で示されている該当する欄に記入してください。

業種の略号一覧

土木工事業 (土)	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)
プレストレストコンクリート (プ)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鋼橋上部 (橋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	鉄筋工事業 (筋)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	ほ装工事業 (ほ)	さく井工事業 (井)
とび・土工・コンク	しゅんせつ工事業 (し)	建具工事業 (具)
リート工事業 (と)	板金工事業 (板)	水道施設工事業 (水)
法面処理 (法)	ガラス工事業 (ガ)	消防施設工事業 (消)
石工事業 (石)	塗装工事業 (塗)	清掃施設工事業 (清)
屋根工事業 (屋)	防水工事業 (防)	解体工事業 (解)
電気工事業 (電)	内装仕上工事業 (内)	
管工事業 (管)		

※ プレ
スト
レス
トコ
ンク
リー
ト工
事に

については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事における一般建設業又は特定建設業の区分を記入してください。

- (10) 「11 街路樹剪定士資格を有する者の有無」の欄（添付書類あり）
造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けた技術者を有する場合は、「1」を記入し、ない場合は記入する必要はありません。
- (11) 「12 建設業労働災害防止協会加入の有無」の欄（添付書類あり）
加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は記入する必要はありません。
- (12) 「13 測量及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無」の欄
提出がある場合は「1」を記入し、提出がない場合は記入する必要はありません。

3 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その2）〕

- (1) 「14 エコアクション21認証又はISO14005取得有無」の欄（添付書類あり）

次のア又はイに該当する場合のみ「1」を記載してください。ただし、経営事項審査の総合評価通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21またはISO14005に係る評価は行いませんので、空白としてください。

ア 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等が一般財団法人持続性推進機構から、エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録を受けている場合で、次の条件を満たしていることを認証・登録証で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所（例：営業所、建設資材の工場等）において認証を受けていること
- ② 建設業と関係する範囲の認証（例：総合建設業、工事積算、施設的设计・施工、メンテナンスなど）を受けていること

イ 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等がISO14005を認証取得している場合で、以下の条件を満たしていることを合格証等で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所（例：営業所、建設資材の工場等）において認証を受けていること
- ② 建設業と関係する範囲の認証（例：総合建設業、工事積算、施設的设计・施工、メンテナンスなど）を受けていること

- (2) 「15 エコアクション21認証又はISO14005取得年月日」の欄

14で記入した認証・登録又は取得年月日を記入してください。

- (3) 「16 土木施工CPDS学習単位数」の欄（添付書類あり）

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施の「継続的専門能力啓発学習制度」（土木施工管理CPDS）における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数を記載してください。（前年度及び前々年度…令和6年11月に申請する場合、R4.4.1～R5.3.31及びR5.4.1～R6.3.31）

※ 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」又は「広島県土木施工管理技士会」の発行する証明書において、入札参加資格申請時点の広島県内の営業所等に所属する有資格技術者の総単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を記載してください。

県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。

- (4) 「17 建築CPD認定時間数」の欄（添付書類あり）

建築CPD運営会議の「建築士又は、建築設備士の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数を、1級建築士、2級建築士、木造建築士、建築設備士、1級建築施工管理技士及び2級建築施工管理技士（建築・躯体・仕上げ）の欄にそれぞれ記入してください。（前年度及び前々年度…令和6年11月に申請する場合、R4.4.1～R5.3.31及びR5.4.1～R6.3.31）

※ 「建築CPD運営会議」の発行する証明書において、入札参加資格申請時点の広島県内の建設業法上の営業所等に所属する有資格技術者の総認定時間数を確認できる場合にのみ、その時間数を記載してください。

県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。

(5) 「18 造園CPD認定時間数」の欄（添付書類あり）

造園CPD協議会の「継続的専門能力開発学習制度（造園CPD）」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の総学習単位数を記載してください。（前年度及び前々年度…令和6年11月に申請する場合、R4.4.1～R5.3.31及びR5.4.1～R6.3.31）

※ 「一般社団法人広島県造園建設業協会」の発行する証明書において、入札参加資格申請時点の広島県内の建設業法上の営業所等に所属する有資格技術者の総単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を記載してください。

県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。

(6) 「19 障害者雇用の状況」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、以下の条件を満たしている場合のみ「1」を記載してください。（県外に主たる営業所がある場合は記入できません。）

雇用義務の有無を確認のうえ、下表の要件を満たす場合のみ記入し、添付書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	障害者の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
障害者雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証等

(7) 「20 地域防災活動への貢献」の欄（添付書類あり）

広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体の認定（情報収集活動を行う者に限る。）を受けている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(8) 「21 社会資本維持管理活動への貢献」の欄（添付書類なし）

広島県アダプトシステムによるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバーの認定）を受けている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(9) 「22 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録」の欄（添付書類なし）

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(10) 「23 広島県働き方改革実践企業認定制度の登録」の欄（添付書類なし）

広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(11) 「24 消防団協力事業所の認定」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「1」を記入してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(12) 「25 協力雇用主または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合、または、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所としてのみ「1」を記入してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(13) 商号又は名称等の変更事項

① 経営事項審査申請書（経営状況分析申請書を含む。）提出後に商号・名称・住所等に変更があった場合に、変更後の内容を記入してください。

② 26～32までは、変更がない事項は、記入しないでください。

③ 法人成り継ぎありの場合は、必ず「26」、「27」及び「28」に記入してください。

ア 「26 法人・個人の区分」の欄

① 変更後の組織が法人の場合には、「1」を記入し、変更後の組織が個人の場合には、「2」を記入してください。

② 個人から個人への引き継ぎを行った場合、又は、有限会社と株式会社の相互間、合名会社と合資会社の相互間の組織変更など、建設業の変更届で処理される組織変更については、記入する必要はありません。

イ 「27 商号又は名称（フリガナ）」の欄

① 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点（「ㇿ」）及び半濁音（「゜」）については、1文字としないでください。

② 株式会社など法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

ウ 「28 商号又は名称（漢字等）」の欄

① 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

② カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

（例） た ㇿ → 誤り だ → 正

③ 法人の種類を表す文字についても、次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後に記入してください。（それぞれの四角はマスを表す。）

（例） 株式会社 = (株) 有限会社 = (有)

合名会社 = (名) 合資会社 = (資)

協同組合 = (同) 協業組合 = (業)

企業組合 = (企)

エ 「29 代表者氏名（漢字等）」の欄

代表者の氏名を姓と名との間は、1マス開けて記入してください。

(役職は記入しないでください。)

オ 「30 郵便番号」の欄

主たる営業所の郵便番号を、左詰めで記入してください。

カ 「32 主たる営業所の所在地(漢字等)」欄

「31」により記入した市区町村コードによって表される県市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「- (ハイフン)」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

(例1) 広島県広島市中区基町10番52号 ○○○○ビル6階 の場合

広	島	県	広	島	市	中	区	基	町	1	0	-	5	2					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

○	○	○	○	ビ	ル	6	階												
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例2) 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号の場合

広	島	県	安	芸	郡	海	田	町	南	昭	和	町	1	4	-	1	7		
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

(14) 行政庁記入欄

「33※指名除外の状況」の欄には、申請者は記入しないでください。

(15) 申請事務担当者欄

※ 当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号を、記入してください。

4 営業所一覧表〔様式第2号〕

(1) 建設工事の請負契約を締結する権限等を委任する場合に、委任先営業所(支店等)を記入してください。

様式第1号「10 入札参加資格の審査を希望する業種」のうち、少なくとも1つ以上の業種について、許可を有する営業所を記入してください。

委任先営業所がない場合も提出してください。(この場合、記入は不要です。)

(2) 各欄の記入については3(13)を参考に記入してください。

(3) 「海田町税及び広島県税の納税義務について」欄

海田町内に営業所がないなどの理由で、海田町税の納税義務がない場合は、「海田町税については、納税義務がありません。」と記入してください。

第5 記載事項の変更

- 1 申請書を提出した後に、会社情報等に変更があった場合は、必ず速やかに変更届を提出してください。変更届を提出しない場合は、指名除外の対象となることもあります。変更届の様式は町ホームページからダウンロードしてください。
- 2 申請書を提出した後に、営業の全部又は一部（申請した業種に係る場合のみ）を廃業した場合若しくは登録に必要な許認可・資格等がなくなった場合には、資格の取下げ申請をしてください。